

2020年総合生活改善 第2回中央生活闘争委員会

＜確認事項＞

2020年2月24日

自動車総連

＜スローガン＞ **新たな時代に向けて みんなで更なる一步を踏み出そう！**

自動車総連は、第2回中央生活闘争委員会において以下の通り、自動車総連一体での取り組みを進めていくことを共有・確認した。

＜要求まとめ＞

☆本日時点の集計では、自動車総連の集計対象全1,094組合の47.3%にあたる518単組で要求書提出を完了している。残る単組も2月末までに完了する予定である。

○個別賃金：要求を行った単組は338単組と、前年同時期並の割合で推移している。

内、315単組が中堅技能職、171単組が若手技能職の要求に取り組んでいる。

○平均賃金：賃金カーブ維持分と賃金改善分を併せて要求している単組は412単組で、その平均要求額は7,365円。なお、賃金改善分を要求した単組は513単組、平均要求額は3,310円である。

○企業内最低賃金：40単組が協定の新規締結を要求。また、287単組が水準引き上げ要求、70単組が対象者拡大要求を行うなど、いずれも前年同時期を上回る割合で推移。

○年間一時金：全体の平均要求月数は5.09ヵ月となっている。

○働き方に関する取り組み：職場風土や働く環境、60歳以降の働き方、所定労働時間の見直しなど、従来にも増して様々な観点での話し合いが行われている。

＜交渉まとめ＞

☆各要求項目に関する詳細のやり取りは、多くが第2回目以降の交渉で行われる見通しである。交渉全般における経営側の受け止めは、自動車産業が大変革期にあることに加え、新型コロナウイルスによる足下の生産影響や不透明な経営環境等による、競争力や企業体質悪化への懸念から慎重な態度を示しており、昨年にも増して厳しい状況である。

☆一方、個別の要求項目に目を向ければ、「月例賃金」については、目指すべき賃金の絶対水準、あるいは自分達の職場状況を踏まえた賃金課題を基に、「自らの要求」の根拠を具体的に積み上げ、交渉を行っているケースが随所に見られる。経営側も一定の理解を示しながらも、経営環境などを背景に慎重な姿勢を崩さないことから、「目指すべき賃金・働き方を実現する」といった強い意思を引き続き前面に打ち出していくことが必要であると考えられる。

☆また「企業内最低賃金」については、自社のみならず産業・社会全体への波及の観点を踏まえて要求を行う単組が大幅に増加しており、こうした取り組みの必要性を粘り強く主張していく必要がある。

＜今後の進め方＞

☆このような状況を踏まえ、全ての単組は今後の交渉において、新型コロナウイルス等足下の課題をはじめとした様々な難局を乗り越えていく強い決意を経営に伝えた上で、具体的に積み上げた要求根拠の合理性や正当性を職場の声なども用いながら具体的に主張し、「賃上げによる人への投資」の必要性を訴えていく。併せて、組合員が果たしてきた労働の質的向上や努力・頑張りについても主張し、「目指すべき賃金水準」「目指すべき働き方」の実現に向けた取り組みを着実に前進させていく。

☆また各労連は、各単組の「自らの要求」の実現に繋げるべく、それぞれの単組の交渉状況を踏まえたサポートを計画的に遂行する。

以上